

改定案	現行
<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第35条 個人情報の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(2)～(11) 省略</p> <p style="text-align: center;">第4章 建物等の調査</p> <p>(木造建物)</p> <p>第56条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、<u>軸組工法により建築されている木造建物にあっては、標準書の建物要領別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕</u>（以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。）により行うものとし、<u>ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕</u>（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。）により行うものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕調査は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算及び移転料の算定が可能となるよう行うものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第57条 木造特殊建物の調査は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。</u></p> <p>(建物等の配置図の作成)</p> <p>第66条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 図面中に次の事項を記入する。</p> <p>ア 敷地面積 イ 用途地域 ウ 建ぺい率 エ 容積率 オ 建築年月 カ 構造概要・<u>建築工法</u> キ 建築面積 ク 建物延べ床面積</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第35条 個人情報の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2)～(11) 省略</p> <p style="text-align: center;">第4章 建物等の調査</p> <p>(木造建物)</p> <p>第56条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、標準書の建物要領別添一<u>木造建物調査積算要領(以下、「木造建物要領」という。)</u>により行うものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕調査は、<u>木造建物要領</u>を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算及び移転料の算定が可能となるよう行うものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第57条 木造特殊建物の調査は、<u>前条第2項及び第3項を準用するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(建物等の配置図の作成)</p> <p>第66条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 図面中に次の事項を記入する。</p> <p>ア 敷地面積 イ 用途地域 ウ 建ぺい率 エ 容積率 オ 建築年月 カ 構造概要 キ 建築面積<u>(一階の床面積をいう。以下同じ。)</u> ク 建物延べ床面積</p>

<p>(木造建物)</p> <p>第68条 木造建物の図面及び調査書は、第56条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>により作成するものとする。</p> <p>3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(木造建物)</p> <p>第68条 木造建物の図面及び調査書は、第56条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、<u>木造建物要領</u>により作成するものとする。</p> <p>3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、<u>木造建物要領</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>
<p>(木造特殊建物)</p> <p>第69条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第57条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 図面は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>3 調査書は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕</u>に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>	<p>(木造特殊建物)</p> <p>第69条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第57条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 図面は、<u>木造建物要領</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>3 調査書は、<u>木造建物要領</u>に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>
<p>(木造建物)</p> <p>第80条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第68条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、<u>木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれか</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(木造建物)</p> <p>第80条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第68条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については<u>木造建物要領</u>により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、<u>木造建物要領第2条第3項</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>2 省略</p>
<p>(木造特殊建物)</p> <p>第81条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第69条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。なお、その算定に当たっては、<u>木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(木造特殊建物)</p> <p>第81条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第69条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。なお、その算定に当たっては、<u>木造建物要領第2条第3項</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>2 省略</p>
<p>(居住者等に関する調査)</p> <p>第92条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の調査は、<u>賃貸借契約書、住民票等の確認のほか、標準書の仮住居等に要する費用に関する調査算定要領(以下「仮住居要領」という。)、家賃減収補償調査算定要領(以下「家賃減収要領」という。)</u>又は<u>借家人補償調査算定要領(以下「借家人要領」という。)</u>により行うものとする。</p>	<p>(居住者等に関する調査)</p> <p>第92条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の調査は、<u>賃貸借契約書、住民票等</u>により行うものとする。</p>
<p>(調査書の作成)</p> <p>第94条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p><u>(4) 家賃減収要領に定める調査表</u></p>	<p>(調査書の作成)</p> <p>第94条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p><u>(新設)</u></p>

(補償額の算定)

第95条 省略

2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項及び第4項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。

3 省略

4 移転雑費の算定は、標準書の移転雑費算定要領により行うものとする。

(補償額の算定)

第95条 省略

2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。

3 省略

4 仮住居、移転雑費その他通常生じる損失の補償額の算定は、監督職員の指示により、標準書により行うものとする。